

## 宿泊税について

東京都内のホテルでは、宿泊税が別途課税されております。

また、京都市では、宿泊税条例が2018年10月1日から施行されます。

当ホテルにおきましてもご宿泊料金に応じた宿泊税を別途、現地にて徴収させていただきます。何卒ご了承ください。

\*京都市は2018年10月1日以降のご宿泊分が対象です。

### ■宿泊税課税率

#### 【東京都】

宿泊料金（お1人様ご1泊）：宿泊税

10,000円未満 課税されません

10,000円以上 15,000円未満 100円

15,000円以上 200円

#### 【京都市】

宿泊料金（お1人様ご1泊）：宿泊税

2万円未満：200円

2万円以上 5万円未満：500円

5万円以上：1,000円

※宿泊税はお1人様ご1泊の宿泊料金に対する税金です。

※宿泊税における宿泊料金とは、食事料金などを含まない、室料のみをいいます。

### ■宿泊料金に含まれるもの（課税対象となるもの）

- ・ 室料
- ・ 室料にかかるサービス料

### ■宿泊料金に含まれないもの（課税対象外）

- ・ 消費税等の額に相当する金額

東京都の宿泊税に関する条例・規則は

平成14年4月10日公布

平成14年10月1日施行の「東京都宿泊税条例」です。

詳しくは東京都主税局のホームページをご覧ください。

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

京都市の宿泊税に関する条例・規則は

2018年3月1日公布

2018年10月1日施行の「京都市宿泊税条例」です。

詳細は京都市公式ホームページをご覧ください。↓

<http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000232119.html>